

過去の提言の確認について

本委員会で提言を検討するに当たり、過去の関係する特別委員会で示された提言を確認する。

1. 災害対策調査特別委員会

調査期間：令和元年度～令和2年度

1 災害に対する備えや災害に強いまちづくり

I 災害に対する備えについて

(1) 防災訓練について

【総合防災訓練の内容】

- 震災だけでなく風水害への対応力を向上させるためにも、土のうを積む訓練等の水害を想定した訓練も実施すべきである。また、総合防災訓練の機会を活用し、台風や大雨の際に河川の水位を見に行く等の危険行為を行わないよう周知したり、防災・緊急情報メールの受信確認を行うなど災害時の適切な情報収集方法を学べる機会を設けるべきである。
- 防災意識を高め地域の防災力が向上するために、幅広い世代の訓練参加者を増やす必要がある。そのためには、ファミリー層等が参加するきっかけづくりとして、子どもたちの目を引く消防車を配置するなど訓練内容を工夫できるように区として支援するとともに、児童館等子どもが通う場を活用して訓練を周知するなどの取組が必要である。

【高齢者等に配慮した開催場所】

- 多くの住民が訓練に参加することが重要であり、高齢者等に配慮した開催場所を検討するなど、参加しやすい工夫をすべきである。

【避難所の周知】

- 総合防災訓練の機会を活用して、自身の避難先を正確に把握してもらうためにも、避難所や避難場所を周知すべきである。

【災害協定団体との連携】

- 医療救護所の訓練は非常に重要な訓練であり、災害時協定団体と連携した訓練を行うべきである。

(2) 備蓄物資及び防災資器材について

【備蓄物資の点検・使用マニュアルの整備】

- 災害時に備蓄物資が安全かつ有効に活用されるように、備蓄物資の有効期限や規格等の確認を定期的に行い、医薬品等の特に取り扱いに注意が必要な物資については使用マニュアルを備えるべきである。

【電子機器の充電用品の備蓄】

- 避難先等でスマートフォン等による情報収集が行えるよう、区としてスマートフォン等が充電可能な環境を整えるべきである。

【土のう不足対策】

- 浸水被害が頻発する付近への土のうステーションの増設や土のうの配備量を増やすなど、土のうが不足しないよう対策を検討すべきである。

【土のうの活用促進】

- 吸水ポリマー土のうの各家庭への事前配付や水のうの活用等、土のう不足の解消へ向けた方策を検討すべきである。また、土のう運搬について高齢者世帯や体の不自由な一人暮らしの方は、区に対し、自宅へ土のうの運搬を依頼することが可能であるものの、区民に認知されていないため、土のうステーションに案内を掲載するなど、さらなる周知を行う必要がある。

【スタンドパイプの活用】

- 住民防災組織への加入者を増やすとともに、スタンドパイプの機能や利用方法を周知し、スタンドパイプを取り扱える人材を増やす方策を検討すべきである。

(3) 新たな生活様式を踏まえた防災事業(板橋防災^{プラス}プロジェクト)について

【防災事業のあり方】

- 新しい生活様式にも対応した防災事業の実施に向けて、自助・共助・公助の視点やそれぞれの役割を明確化した内容の実施を検討すべきである。また、防災事業を実施していくうえで、より区民の理解が得られるよう、なじみのない防災用語についての解説等を丁寧に周知していくべきである。
- 板橋防災^{プラス}プロジェクトは非常に意欲的な内容であるため、区民が興味を持つような仕組みづくりや多くの部署から周知を行うべきである。また、従来の防災事業と融合しながら、来年度以降も継続して進め、将来的には区と関係機関との協働による災害対策のネットワークを構築し、区内の全体の防災力が向上するためのプロジェクトになるよう取り組むべきである。

【防災訓練の実施】

- コロナ禍においても、感染対策を十分に講じたうえで防災訓練が実施できるよう、小規模で防災訓練を実施している事例や工夫して実施している事例等を把握し、適宜情報提供していくべきである。また、従来の防災訓練の内容を整理したうえで、来年度以降に向けて、新しい生活様式を踏まえた防災訓練のあり方を検討すべきである。

【防災訓練の実施】

- コロナ禍においても、感染対策を十分に講じたうえで防災訓練が実施できるよう、小規模で防災訓練を実施している事例や工夫して実施している事例等を把握し、適宜情報提供していくべきである。また、従来の防災訓練の内容を整理したうえで、来年度以降に向けて、新しい生活様式を踏まえた防災訓練のあり方を検討すべきである。
- 一斉シェイクアウト訓練の実施に向けては、学校・職場・自宅など、それぞれの実態に応じて実施できるよう、本番に備えた意識啓発を区民に向けて丁寧に行うべきである。また、実施状況が把握しにくい部分もあるため、訓練の振り返りや効果測定・検証をしっかりと行うべきである。

【備蓄率の向上】

- コロナ禍の状況から密になりがちな避難所の避難だけではなく、在宅避難を推奨することは効果的である。自助による家庭内備蓄の推進が重要であるため、高齢者をはじめとしたより多くの区民の備蓄率の向上をめざして、まずは大型店舗を中心にローリングストックキャンペーンを着実に進めるべきである。また、今後は、本庁舎1階のギャラリーモールでの同キャンペーンの実施や商店街・医療機関等との連携の可能性も検討すべきである。

【動画コンテンツの拡充】

- 多世代にわたり区民の防災に対する関心を高めるために、動画コンテンツの拡充策として、各地域に密着した防災活動の動画等を数多くアップすることや、災害に備えたオンラインセミナーの開催を検討すべきである。また、本庁舎1階のギャラリーモールで防災事業の動画コンテンツを配信するなどして、様々な情報発信の手段を整えるべきである。

【様々な主体との協働】

- 4者合同（板橋区・警視庁・東京消防庁・消防団）の訓練は継続して行うとともに、NPO法人や民間企業等の連携も含めた可能性を検討すべきである。

【防災情報の提供】

- スマートフォンによって防災情報を自ら取得できる人を一人でも多く増やすために、防災スマホ教室は今後も継続して行うべきである。また、各地域センターで開催される防災スマホ教室は、町会・自治会（構成員）だけでなく多くの方を対象とすることや、併せて情報リテラシーの向上や地域の特性に応じた防災情報等の説明を行うことも検討すべきである。
- 防災緊急情報メールの登録者増加に向けて、登録者数の目標値を設定することや様々な機会を捉えて議員も周知・啓発に取り組むべきである。

Ⅱ 災害に強いまちづくりについて

(1) がけ・よう壁安全対策について

【危険度の再調査】

- 平成 20 年に行った実態調査から 10 年以上が経過しているため、改めて現状を調査し、結果を精査して、早急に対策が必要なものを定め改善を進めていくべきである。

【危険度周知】

- 危険度を示す表記を現行の「大・中・小」から判別しやすい表記に変更し、危険箇所と理由の説明を追加するなど、所有者が、がけ・よう壁の現状が切迫した状況であり、改修を行うことの重要性を認識できるものに見直すべきである。

【対策改修工事補助】

- 安全対策改修工事の補助額の区単独の増額には限界があるため、東京都にも補助してもらえよう働きかけ、がけ地等の対策を推進すべきである。

【改修専門家派遣事業】

- 専門家派遣の対象者が、区市町村税及び軽自動車税を滞納していない方となっているが、社会全体の新型コロナウイルスの影響による業績悪化に鑑みながら、相談があれば柔軟な対応を検討すべきである。

(2) 浸水対策について

【浸水対策の周知】

- 区内の浸水頻発地周辺の住民の不安は大きいため、区が行った水害対策を速やかにホームページ等で公表し、情報を広く伝えるべきである。

【水害対応拠点のあり方】

- 赤塚土木事務所は、水害発生時の対応拠点の一つであるため、ハザードマップ上の浸水予想区域外の場所へ移転すべきである。

(3) 耐震化促進事業について

【合意形成支援】

- マンション等集合住宅では、住民のコミュニティ形成不足を背景に、耐震改修に関する工事条件等について合意に至らず耐震化が進まない場合がある。耐震化アドバイザーとして、分譲マンションの管理組合の合意形成に関して広範な知識と経験を有するマンション管理士等の専門家を派遣できる制度を活用してもらえよう周知して、耐震化へ向けた合意形成を支援する必要がある。

【耐震化率の向上】

- 単に国や東京都の耐震計画に準じるのではなく、区として耐震化 100% へ向けてどのように進めていくのか、より高い目標設定の上、計画を策定し、確実に計画を実行すべきである。

2 避難支援のあり方

I 情報伝達について

【情報発信・伝達】

- 広報いたばし防災特集号を契機として、災害情報の収集方法や避難方法等、障がい者や外国人を含めた区民に対して情報が行き届くように、適宜効果的な情報発信を行うべきである。
- 停電等の影響により、通信手段が途絶えた場合の災害避難情報の伝達方法について、区設掲示板に情報を掲出するといったアナログの方法等についても、具体的な対策を検討すべきである。
- 台風19号等の過去の事例を参考にして、区民に対して日ごろから風水害時に備えた情報発信をしていくことや、次の事態を想定した対応ができるよう、町会・自治会や学校防災連絡会等との情報伝達体制の強化を図り、各関係機関と適切な連携体制を整備していくべきである。

避難支援について

【風水害時の本部体制】

- 土木部職員等の専門職の知識・経験を生かした本部体制や避難フェーズ、各避難所の状況に合わせた職員配置等、全庁連携体制の強化を図るべきである。
- 災害対策本部を設置する前に、区長を本部長とする水防本部を設置していることを、区民をより安心させるために積極的に広報すべきである。

【避難行動要支援者への避難支援】

- 避難行動要支援者の避難方法については、縁故避難・介護事業者等との連携による避難・近隣住民の支援による避難といったケースに分類し、それぞれの実効性がより高められるよう検討を進めるべきである。また、住民防災組織や民生委員・児童委員だけでなく、警察署や消防署等の関係機関と連携することや、自動車を所有する近隣住民による移動支援等の新しいボランティアの取組を検討すべきである。
- 福祉避難所の運用方法等をはじめとした、要配慮者の支援に対する各関係機関との連携体制をより一層整えるべきである。また、福祉避難所への入所に至るまでのフローをわかりやすくホームページ等で区民に周知すべきである。
- 他区の先進事例も参考に、要配慮者の現況等を記載した区独自の個別支援カードを作成し、住民防災組織や民生委員・児童委員等の地域支援者に提供することで、支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の際に活用すべきである。また、各支援者が二次被害に遭わないように、風水害に伴う安全面に留意した避難行動等の方法や情報伝達体制を速やかに整備すべきである。

- 避難行動要支援者名簿の登録要件の一つである愛の手帳は1～3度までの方を該当としているが、もれなくきめ細かな避難支援を行うために、軽度である4度までの拡充を検討すべきである。

【適切な避難方法の検討】

- 震災時においては、被害状況によって在宅避難も有効であるため、家庭内備蓄の推奨も併せて周知すべきである。
- 風水害時においては、区内の地域特性を考慮しながら、垂直避難等を含めた適切な避難方法を検討すべきである。
- 国や東京都による大規模水害時の広域避難や垂直避難のあり方の検討の方向性を見据えながら、区として東京都やUR都市機構との協定や想定浸水深表示板の設置等を含めた、垂直避難のあり方を検討すべきである。
- 地域ごとの災害特性に合わせた具体的な避難誘導の方策や実際の誘導場面に備えて、警察署や消防署との連携強化を図るべきである。

【避難行動計画の作成】

- 水害リスクの特に高い要配慮者への個別支援計画については、介護事業者等と連携を図るなど、早急に作成できる体制を構築すべきである。また、個別支援計画は人工呼吸器の使用者だけでなく、避難支援の必要度の高い方にまで対象を広げていくことも検討すべきである。
- 板橋区避難行動要支援者名簿対象者である要配慮者のうち、より優先度の高い対象者から、実効性のある個別支援計画の策定を進めるべきである。また、策定に向けては、専門性の高い介護事業者等関係機関と連携しながら、目標年度を設定したうえで早急に着手することや要配慮者の中から数名を選出して試行的に計画を作成し、運用することも検討すべきである。

3 避難所開設・運営のあり方

I 避難所のあり方について

【避難所の周知】

- 避難所の開設要件から運営体制までのスキームを整理し、区民が分かりやすい内容で周知すべきである。また、区民が避難すべき避難所は、居住する地域や災害の種類によって異なるため、区民の混乱を招かないように標識で掲示するなど日頃から周知に努めるべきである。

【避難所の運営】

- 円滑な避難所運営を行うために、避難者に対して区職員の担う役割を明確にすべきである。
- 感染症拡大防止等の観点から、各避難所の受入可能人数を示すことを検討するほか、十分な換気の実施や区民の避難状況に応じたスペースの確保・拡大、避難者の健康状態の把握等、衛生状態を保ちつつ安全な避難所運営に向けた取組をより一層進めるべきである。
- 風水害時の避難所運営において、強風や大雨の状態の予見がある程度可能であるため、要配慮者の自動車を活用した事前の避難や自主避難所と指定避難所の相違点を明確化し、あらかじめ区民に丁寧に周知するなど、様々なケースに対応できるよう検討すべきである。また、区職員のみで円滑な運営ができないことも想定されるため、地域住民と連携しながら避難所を運営することを検討すべきである。

【ペット避難の受入】

- 災害時動物救護活動は板橋区獣医師会と協定も結んでおり、相互の協力体制を整えていることを区民に対して積極的に周知すべきである。また、ルールを徹底したうえでのペット避難の受入条件等は、各関係機関と意見交換をしたうえで、その都度より良い内容に改善すべきである。

【福祉避難所の運営】

- 要配慮者の指定避難所から各福祉避難所への避難受入れの手続きにおいて、避難行動要支援者名簿を活用するなど、必要な情報が確実に引継ぐことができる仕組みづくりを導入すべきである。また、要配慮者が円滑に避難できるよう、様々な移動手段の確保に努めるべきである。
- 福祉避難所の設置数と受入可能人数には限りがあるため、障がいの状況や要介護の状態を踏まえた対象者の整理を行ったうえで、事前に施設と対象者のマッチングができるよう検討すべきである。また、要配慮者が様々な事情により指定避難所に避難ができないことも想定されるため、福祉避難所に直接避難ができる手続き方法を明確にすべきである。
- 福祉避難所の開設・運営にあたっては、介護人材不足により受入可能人数の確保ができないことを防ぐため、近隣の介護施設と連携を検討すべきである。

4 受援から支援への切れ目のない体制のあり方

I 業務継続計画（BCP）について

【BCP策定と更新】

- 様々な災害に対応できる計画とするためにも、過去の災害から得られる教訓を生かしたBCP・受援計画を策定すべきである。
- BCPを策定した後も有用性を維持していくため、BCP発動の訓練を定期的に行い、内容を検証し、更新を図っていくべきである。

【BCPへの復旧業務の記載】

- 現在のBCPは、災害時に新たに発生する業務である非常時優先業務と平時の通常業務の2種類が記載されているが、通常業務へ復旧するための業務手順が重要であるため、復旧業務についてもBCPへ記載すべきである。

【参集人員の確保】

- 職員の参集予測は、震災を想定した訓練を基に出されているが、荒川付近等水害の影響を受ける地域に居住する職員もいると考えられるため、水害時の体制構築を想定した職員参集訓練を実施し、参集予測を立てるべきである。
- 災害対応が早期に行える体制を整備するため、職員の区内居住率を上げる方策を検討すべきである。

受援計画について

【ボランティア受付】

- ボランティアの受け入れは、災害ボランティアセンターを経由して行われることを避難所運営者となる住民防災組織等の区民に周知する必要があることから、避難所運営マニュアルに記載すべきである。

2. 危機管理対策調査特別委員会

調査期間：平成29年度～平成30年度

(1) 自然災害に備えた対策について

① 震災対策について

I 受援計画について

【受援計画の検討及び受援拠点の設定】

- これまでの災害を教訓として受援をどのようにすべきか、区内で災害時に拠点となる病院などの関係機関との連携や、災害時相互援助協定締結自治体からの受け入れなどを想定した計画の検討や拠点の整備を進めるべき。
- 物資等の受援拠点は、区内の被災状況に応じて柔軟に対応できるように、幅広く分散して配置すべき。
- 多くの人的支援を受け入れるためには広大な施設や敷地が必要であり、区内でこのような資源を有する大学等との連携を想定した受援拠点を検討すべき。

【受援時の指揮系統】

- 人的・物的支援を円滑に受け入れるために、あらゆる状況に対し、ボランティアセンターや社会福祉協議会等の関係機関と連携・協働できる柔軟な指揮体制やマニュアルの整備が必要である。併せて、災害発生時に区民ニーズとのスムーズなマッチングを行うために、従事者が共通認識を深めるよう取り組むべき。

【物資搬入等】

- 円滑な受援物資の輸送を行うために、以下について取り組むべき。
 - ◆ 交通便利の良い場所での中継拠点倉庫の整備
 - ◆ 瓦礫の撤去や修復のための重機等の確保・活用方策
 - ◆ 本庁舎や荒川河川敷等にあるヘリコプターが離着陸可能な場所を活用した輸送拠点の検討
 - ◆ 大型トラックの受け入れ態勢整備
 - ◆ 新河岸にある船の発着所を活用した輸送の検討

Ⅱ 避難所(福祉避難所)について

【避難所】

- 避難所となる学校の敷地内に備蓄物資等の倉庫を配置できていない場合は、学校敷地内での整備を進めるべき。
- 避難所の質の向上をめざして作られた「内閣府避難所運営ガイドライン」を参考にし、必要に応じて、区の避難所運営の方法を見直していくべき。
- 避難所の開設・運営にあたっては、マニュアルを適宜更新するとともに、運営していく地域住民（住民防災組織等）の意識醸成や災害時の情報共有の仕組みづくりを構築すべき。
- 災害時のペット同行避難等については、獣医師会のほか、ドッグランを運営する団体等との災害時協定の推進が必要である。また、避難所において動物アレルギーを持つ方への配慮として、スムーズな区分けができる体制を構築すべき。

【福祉避難所】

- 区が要配慮者の避難計画の策定や福祉避難所の開設・運営訓練の実施を支援していく中で得たノウハウを、適宜、各施設へ提供するなど、福祉避難所の機能の向上を図るべき。
- 要配慮者とその家族が、災害時の対応を適切に認識し、行動できるようにするため、福祉避難所の機能・役割を正しく理解してもらったうえで、各福祉避難所の訓練に、周辺に住む要配慮者等も参加できる方法を検討すべき。

ライフラインの確保策について

【ライフラインの強靱化】

- 上下水道、ガス、電気のインフラの強靱化が進み、どのような震災にもライフラインが耐えられる状況になれば、避難所運営の負担も軽減されるため、ライフライン事業者との連携を図り、事業者等に対し強靱化の推進を要請しつつ、進捗状況を常に把握すべき。

【区内事業者の状況把握】

- 区内のガソリンスタンドが減少傾向にあるなどの状況も踏まえて、協定により災害時に燃料供給をしてもらう石油業組合などの動向を注視しつつ、燃料の確保策に努めていくべき。

【トイレの配備】

- トイレについては、仮設トイレ・マンホールトイレ・排便袋などを状況に合わせて活用できるよう配備すべき。

②風水害等対策について

I がけ・よう壁対策について

【助成】

- 危険度の高いがけ地に対して助成額を増額するなど、対策の進む方策を講じるべき。

【啓発】

- 危険度の高いがけ地については、定期巡回を実施するなど現状把握に努めるとともに、所有者に対する意識啓発の徹底や近隣住民を含めた避難訓練を実施するなど、がけ地の危険性を認識してもらうための啓発をすべき。

【周知】

- ハザードマップに常に新しい情報を取り入れ、避難行動のノウハウを掲載するなどしながら更新しつつ、土砂災害警戒区域内の住民に防災メールの加入促進を図るなど、迅速・適確な情報周知によって住民が状況に応じた避難行動がとれるような取り組みをすべき。

【整備】

- 公園等の公有地における、がけ地整備にあたっては、安全確保を図ることはもちろんのこと、緑を活用した自然との共生をめざした整備を進めるべき。

浸水対策について

- 浸水を繰り返している地域については、東京都に対し下水道の改良や浸水対策の措置を講じるよう要望するとともに、東京都と連携して対応マニュアルを整備しながら迅速に対応できる体制を整備すべき。
- 荒川が氾濫し大規模な越流水が発生した場合を想定し、地域の地形や特性に合わせた避難方法・ルートを区として設定し、周知すべき。

避難等支援策について

- 避難所を開設した際に、障がいのある方も避難対象者として漏れることなく、確実な情報伝達を行うため、防災無線の改善やエリアメールの活用など、伝達精度を向上させるとともに、自主避難が困難な方に対する支援システムを構築すべき。
- 地域における防災力向上のための行動計画であるコミュニティタイムラインを荒川下流タイムラインの中に位置づけ、災害対応の精度を上げていくべき。
- 住民一人ひとりが、それぞれの環境に合ったタイムラインを自ら検討する「マイ・タイムライン」の取り組みを進めるべき。